

旭川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 市内の各関係機関・団体と連携し、本市の自殺防止対策の推進を図ることを目的に、旭川市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺防止対策における関係機関・団体の情報交換及び連携推進に関すること。
- (2) 自殺防止に資する普及啓発及び広報等に関すること。
- (3) 旭川市自殺対策推進計画の推進に関すること。
- (4) その他自殺防止対策に関しネットワーク会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議の構成員は、別表に掲げる関係機関・団体の代表者又は職員等とする。

(ネットワーク会議)

第4条 ネットワーク会議は保健所長が招集する。

- 2 ネットワーク会議に座長を置く。
- 3 ネットワーク会議の座長は保健所健康推進課長とする。
- 4 座長は会議の進行を行う。
- 5 座長が必要があると認めるときは、ネットワーク会議に当該構成員以外の者を出席させることができる。

(守秘義務)

第5条 ネットワーク会議に出席及び参加する者は、会議及び業務上知り得た秘密はすべて、これを他に漏らしてはならない。ネットワークの構成員及び関係者でなくなった後においても同様とする。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は保健所健康推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほかネットワーク会議の運営に必要な事項については、構成員の協議により決定する。

附 則

この要綱は平成22年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年5月11日から施行する。

別 表

旭川市自殺対策ネットワーク会議構成機関・団体（15機関・団体）

旭川医科大学 医学部看護学科（精神看護学講座）
北海道私立専修学校各種学校連合会 旭川支部
旭川中央警察署生活安全課
旭川東警察署生活安全課
旭川公共職業安定所
社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
旭川市民生委員児童委員連絡協議会
社会福祉法人 旭川いのちの電話
法テラス旭川
一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター
北海道家庭生活カウンセラー旭川クラブ
旭川弁護士会
あさひかわ若者サポートステーション
旭川労働基準監督署
旭川精神衛生協会